

## 産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和4年3月9日（水）午前9時57分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	木野田 誠 君	副委員長	鈴木 てるみ 君
委員	植山 太介 君	委員	久木田 大和 君
委員	前田 幸一 君	委員	塩井川 公子 君
委員	徳田 修和 君	委員	池田 綱雄 君
委員	下深迫 孝二 君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	宮田 竜二 君	議員	有村 隆志 君
----	---------	----	---------

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

商工観光部長	谷口 隆幸 君	建設部長	猿渡 千弘 君
商工振興課長	池田 豊明 君	商工観光施設課長	秋窪 達郎 君
建設政策課長	中馬 聡 君	建設施設管理課長	園畑 精一 君
建築住宅課長	侍園 賢二 君	建設政策課主幹	笛田 純一 君
商工振興課商工観光政策G長	西村 賢三 君	商工観光施設課施設管理G長	松崎 義美 君
建設施設管理課管理G長	尾辻 善尋 君	建築住宅課住宅G長	和田 清仁 君
商工観光施設課施設管理G主査	若松 樹 君	建設政策課政策G主査	今村 翔 君
建築住宅課住宅G主査	井之上 誠 君	横川市民生活課産業振興G主査	岩元 克磨 君

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原田 美朗 君

- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第10号 霧島市立地企業従業員用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第12号 霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例の廃止について

議案第13号 市道路線の廃止及び認定について

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前9時57分」

### ○委員長（木野田誠君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る2月28日の本会議で本委員会に付託になりました議案3件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日

の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

#### △ 議案第10号 霧島市立地企業従業員用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

##### ○委員長（木野田誠君）

まず、議案第10号、霧島市立地企業従業員用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

##### ○建設部長（猿渡千弘君）

議案第10号、霧島市立地企業従業員用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、概要を御説明申し上げます。現在、市で直接管理している霧島市立地企業従業員用住宅について、令和5年度から指定管理者を指定し、管理することができるようにするため条例を改正するほか、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例に基づき管理している市営住宅と同様に管理するため、それに準じた規定に改正するものです。詳細については、建築住宅課長が御説明いたします。

##### ○建築住宅課長（侍園賢二君）

議案第10号、霧島市立地企業従業員用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、詳細を御説明申し上げます。1、一部改正する条例、霧島市立地企業従業員用住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年霧島市条例第29号）、2、改正内容、主な改正内容は、現在、市で直接管理している横川地区の霧島市立地企業従業員用住宅について、令和5年度から指定管理者を指定し、管理することができるようにするため、第22条で「指定管理者による管理」、第23条で「指定管理者が行う業務」を追加するものです。横川地区の霧島市立地企業従業員用住宅は、鉄筋コンクリート造3階建ての1棟12戸であり、平成17年度に建設され、平成18年度から当時の企業振興課所管の住宅として管理してきました。現在は、建築住宅課が所管し、横川総合支所が管理しているところです。つきましては、令和5年度から、市営住宅と同様に指定管理者による管理ができるようにするため、所要の規定を設ける条例の改正を行うものです。また、その他の改正については、建築住宅課の所管となったことにより、今後、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例に基づき管理している市営住宅と同様に管理する必要があることから、それに準じた規定に改正するものです。以上で、説明を終わります。御審査くださいますよう、よろしく申し上げます。

##### ○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

##### ○委員（下深迫孝二君）

お尋ねしたいのは、3階建ての1棟12戸ということでありましてけれども、現在、入居されているわけですか。

○建築住宅課住宅グループ長（和田清仁君）

現在、12室中7名の方が入居されております。[4ページに訂正発言あり]

○委員（下深迫孝二君）

7名ということは、独身用の住宅ですかね。

○建築住宅課住宅G長（和田清仁君）

こちらは単身で入居ができる部屋となっております。単身しか入居できないことになっています。

○委員（植山太介君）

1点お尋ねさせてください。令和5年度から指定管理者を指定し、と書いてあります。下のほうに市営住宅と同様に指定管理者による、と書いてあります。流れとしては、今、市営住宅を管理している指定管理者が、これも指定管理者となって管理していくという流れになっているのか。まだ、そこら辺は全然未定なのか教えてください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在、令和2年から令和4年まで、市営住宅と市営単独住宅の管理を指定管理者が行っております。令和5年度からまた新たに公募をかけるということで、公募にかけるときに、市営住宅と市営単独住宅と、この立地企業従業員用住宅まで含めて指定管理者に公募をしようという計画でいます。

○委員（下深迫孝二君）

家賃はお幾らですか。

○建築住宅課住宅G長（和田清仁君）

家賃は定額住宅になっておりまして、3万円が家賃になっております。

○委員（徳田修和君）

今回、条例改正の中で、第4条で市税を滞納していないものの追加、あと11条の使用料、12条の督促と、この辺の追加というものが市営住宅の設置及び管理に関する条例に準じた規定にするための改正だと理解するわけですがけれども、なぜ、今のこのタイミングでこれに準じさせたのか。実際であれば、現在、入居者もいらっしゃるわけですので、もっと早くから、この部分に関しては準じた規定として改正すべきであったのではないかなと思われるのですが、その辺のところはどのような背景といいますか。どういう検討がなされてこうなったのか、お示してください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

平成17年に合併をしまして、その際、建築住宅課の所管として市営住宅と市営単独住宅がありました。平成18年に、この立地企業従業員用住宅というのが供用開始することになりまして、この18年度のときは、企業振興課が所管してございまして、そこで条例をつくっております。実質の管理というのは総合支所で行ってございまして、総合支所も当時、産業振興課と建設課に分かれてございまして、それぞれを別の所管で管理してございまして、その部分で市営住宅等の条例と、この立地企業等の条

例に差があったということでございます。我々として、令和元年に公募をかけまして指定管理者にすることになりまして、令和2年から建築住宅課の所管ということに所管替えをしたものから、今回、このタイミングで変えることとなりました。

○委員（徳田修和君）

ほかには雇用住宅として建設部に所管替えをされて、この市営住宅に準じた規定にまだ改正予定があるものもあると理解してよろしいですか。これで大体、建設部が所管している雇用住宅に関しては市営住宅に準ずる規定で、しっかりと管理ができると理解してよろしいでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在、建築住宅課で所管しているのが、この市営住宅と市営単独住宅と立地企業従業員用住宅になりますので、それについては今回の条例改正で市営住宅の条例に準じた形になります。建設部としては浜之市に浜之市住宅というのがありますので、それは大まか、市営住宅に準じてやっているんですが、指定管理者ができる条例になっているかどうかというのがちょっと。ほかの条項についてはほぼ市営住宅と同じなんですけれど、すいません、指定管理者ができる条例になっているかどうか今、確認できていないところです。

○建築住宅課住宅G長（和田清仁君）

先ほど、下深迫委員から質問がありました。今、入居が幾つあるかということだったんですけれども、先ほど7名と答弁してしまいましたが、7戸の訂正をお願いします。

○委員（池田綱雄君）

先ほど、家賃が3万円ということでしたけれど、これは市営住宅と比べて高いような気がしますけれど、どうなんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

市営住宅につきましては、所得制限がありますので、そのときの所得の状況によって変わるところであります。ただ、単独住宅につきましては3万円が高いかというところはあるんですが、この3万円というのは、当時、その補助金を受けた耐用年数の維持管理費と修繕料、補助対象外経費などを割り崩してと言うか、割ったときの1戸当たりの月で3万円ということになりますので、ほかにも単独住宅で2万円とか3万円とかというのはあるんですが、この建物を造ったときに投入したお金を回収するのに、これぐらいの家賃でいいのではないかとこのところからきています。この入居の基準として市営住宅に準じてはいるんですが、所得制限があるというわけではありませぬので、この金額でやっていきたいと考えています。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第10号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時10分」

「再 開 午前10時11分」

### △ 議案第13号 市道路線の廃止及び認定について

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第13号、市道路線の廃止及び認定についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第13号、市道路線の廃止及び認定について、概要を御説明申し上げます。街路事業により線形に変更が生じた路線を廃止して、当該事業による改良後の路線を市道として認定し、また、国道504号の改良に伴い旧道となる一部の道路を市道として認定するため、市道路線の廃止及び認定について、議会の議決を求めるものであります。詳細については、建設施設管理課長が御説明します。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

議案第13号、市道路線の廃止及び認定について、御説明申し上げます。路線の廃止をする市道国分中央高校北通り線は、県道国分霧島線の第一工科大学前交差点から国分中央高校南側を通る県道日当山敷根線までの路線であります。当該路線は、県及び都市計画課による街路事業により路線の線形に変更が生じ、一部区間が県道となったことから、当該路線を廃止し、改良後の市で管理する路線を国分中央高校西通り線として認定するため、市道路線の廃止及び認定について、議会の議決を求めるものであります。また、福山町福山地内の桜島カントリークラブ跡地付近の国道504号の改良に伴い、旧道となる一部の道路を丸尾頭線として認定するため、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものであります。以上で、説明を終わります。御審査くださいますよう、よろしく申し上げます。

○委員長（木野田誠君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（池田綱雄君）

いろいろあっちこちよく見てみたんですけど、認定路線の両路線の延長と面積をお知らせ願いたいと思います。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

今後、市道認定、市道台帳を整理していくため、はっきりした延長、面積は分かりませんが、約で答えさせていただければと思います。国分中央高校西通り線は延長が約417mになります。丸尾頭線については延長が約1,100mでございます。面積のほうは、先ほど申したように、はい。

○委員（久木田大和君）

ちょっと確認をさせていただければと思うんですけども、この旧国道504号を新しく市道に認定

するということなんですけれど、市道に認定をする理由というか、国道が改修されて、同じ国道であったものが、道路としてどこが管理をするかというところになったときに、多分、市道に格下げというか、市のほうで管理をするという形になったのではないかなと思うんですけれども、この基準というか、こうやって維持していくのが適当なのかというところを、ちょっと確認をさせていただければと思ったので、お願いいたします。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

道路改良、県道も国道もなんですけれども、管轄している市で要望とかを上げて改良とかをしていただいております。その改良が終わった後、旧道部分については、地元のほうが引き取るという、規約にあったか分かりませんが、そういう流れでございます。

○委員（徳田修和君）

関連で、国道からの市道への認定ということで約1,100mということで、ここを引き受ける前に改良点等はないかとか一旦確認をされて、ある程度の整備がされてから渡されるものなんでしょうか。もうそのままの引継ぎということでしょうか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

御質問の内容なんですけど、県道日当山敷根線もあるんですけれど、そこも市道認定はしてあるんですが、今、県と協議して補修していただきたい舗装とか側溝とか、そういう整備をして市に移管されます。最終的に、丸尾頭線についても、舗装とかそういうところはきれいだったんですけど側溝とか両脇の立木とか、そういうものも問題がございますので、そこは県と協議して、そういう補修などが終わってから、県が引き取るという形になります。[本ページに訂正発言あり]

○委員（徳田修和君）

では、引き受けてから、かなりの改修箇所が出てきたりとか、市からの改修の予算が出ていくというようなことは、ある程度はないというふうで理解してよろしいですか。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

今、言われたとおり、県へは安全に皆さんが通れるような状態になってから引き受けるという形で協議をしていきます。

○委員長（木野田誠君）

休憩します。

「休 憩 午前10時19分」

「再 開 午前10時19分」

○委員長（木野田誠君）

再開します。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

先ほど、補修をした後、県が引き受けるという回答したようでございます。市が引き受けるということで訂正しておわび申し上げます。

○建設部長（猿渡千弘君）

少し補足をさせていただきます。先ほど、課長からも話がありましたように、県道、国道につきましては、市のほうからいろいろな要望しまして、それを改良していただいています。その中で、どうしても線形的に一部、バイパス的な道路になる場合がございます。そのときには、その設計がある程度進める中で、市と国県が協議しまして、こういう形で進めていきますという中で、当然、国県道部が残ってしまうところがございます。そういったところについては国県も両方管理というのはできないということで、基本的にはそういった改良があった場合には、その主管する市町村が管理するというようになっております。その中で、我々も現場を確認して、先ほど言いましたように、後々、維持管理が。当然、長い期間を見ますと出てくるんですけれども、引き取る際は、必ず、修繕等を行って、お互いに確認して、それで引き受けるというような形になります。ほかにもいろんな道路の寄附採納を受けるときには必ず確認しまして、そういった修繕等があればしてもらって引き受けるということですので、そのように同じような形でしていく状況でございます。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、議案第13号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時21分」

「再開 午前10時23分」

△ 議案第12号 霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例の廃止について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第12号、霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例の廃止についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（谷口隆幸君）

議案第12号、霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例の廃止について、説明します。本案は、老朽化が著しい霧島市横川勤労者技術研修館を、霧島市公共施設管理計画の取組方針に基づき解体するために、本条例の廃止について、議会の議決を求めるものです。詳細については、担当課長が説明しますので、御審査賜りますようお願いいたします。

○商工観光施設課長（秋窪達郎君）

議案第12号、霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例の廃止について、説明します。令和4年第1回霧島市議会定例会議案の17ページをご覧ください。また、追加で配布した写真資料をご覧ください。本研修館は、企業従事者の研修及び各種会合等のための施設として、昭和58年度に整備されましたが、設置から40年近くが経過しており、老朽化が著しいほか、隣接地に集

会施設として利用可能な丸岡会館が設置されていることや、近隣に横川農業交流センターも整備されたことから、霧島市公共施設管理計画において、令和4年度に除却する方向性を示していたところです。また、地元の安良地区自治公民館が活用の意向を示されたこともありましたが、トイレ等の給排水設備がないことや、施設の老朽化に伴う今後の維持管理費用の負担等を踏まえ、地域としては活用しないとの結論に至っております。このようなことから、本研修館については、霧島市公共施設管理計画の取組方針に基づき、令和4年度に除却を行うため、本議案を提案したところです。以上で、説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

この写真を見ますと、鉄筋コンクリートですよ。鉄筋コンクリートの場合は、これは40年近くと書いてあるけど、正確に何年なんですか。40年近くというのは38年もなるから、そこはしっかり書いてもらわないと。

○商工観光施設課施設管理G長（松崎義美君）

築38年となっております。

○委員（下深迫孝二君）

38年ということは、鉄筋コンクリートの場合は耐用年数がかなり残っているんじゃないですか。そこはどうなのでしょう。

○商工観光施設課施設管理G主査（若松 樹君）

耐用年数は50年というふうに経済産業省のほうに確認をしておるところですが、経済産業省の補助金適化法に係る指針のほうで、地方自治体が解体を行う場合、社会情勢等を加味した適正な理由が認められる場合は10年を経過していれば、国庫の返納は発生しないというふうに確認をとっております。

○委員（下深迫孝二君）

それでは、もうこれは使い道はないということで、そういう結論を出されたということによろしいんですね。壊した後にまた建て替えをしてくれとか、そういうことが出てきかねないわけですよ。各自治体で造っておられたものですから。そうしてみると38年ということは、まだ12年ですか、耐用年数も残っているということになるんだけど。そういうところもきちっと確認された上で、この解体というのを提案されてきているわけですか。お答えください。

○商工観光施設課長（秋窪達郎君）

今、お尋ねのあったとおり、お見込みのとおりでございます。公共施設管理計画を定める前に、地域で座談会も行っているところでございます。その中で先ほど申し上げたとおり、安良地区の自治公民館から、そのまま活用したいという話もあったんですけども、申し上げたとおり、あとあとの維持管理等により断念されたという経過もございます。そのようなこともあって、この建物



自体の活用は、ほかには見込めないというところもございます。よって、現在のこの建物を除却した後は、駐車場として利用することにしておりまして、新たな施設を建てる計画はございません。

○委員（下深迫孝二君）

そこら辺をしっかりと確認を取っておいていただかないと、これを壊して、使う会場がなくなったから、また新しく造ってほしいといったようなことのないようにしていただかないといけないわけですので、そこはしっかりと確認されているという理解でいいわけですね。

○商工観光施設課長（秋窪達郎君）

はい、そのとおりでございます。

○委員（徳田修和君）

この施設の現在の利用状況、利用実績等をお示しいただきたい。それに合わせて、今回、隣接地に集会施設として利用可能な丸岡会館が設置されていること、近隣に横川農業交流センターも整備されたことからということですので、今回の施設の利用を完全にこの二つで賄えるという理解をするわけですが、そちらの丸岡会館と農業交流センターの利用実績まで合わせてお示しいただけますか。

○商工観光施設課施設管理G長（松崎義美君）

まず、本研修館の利用状況を先にお示ししますが、令和3年度につきましては令和4年1月までの実績になりますけれども15件、令和2年度が47件、令和元年度が44件の利用となっております。定期的にグランドゴルフ協会等がこれまで利用の実績がありましたけれども、もう既に隣接する丸岡会館で定例会等も行っておりまして、また、農業交流センター等でも十分賄えているというふうに考えております。丸岡会館につきましては、令和3年度が、これも1月までの実績になりますけれども27件、令和2年度が53件、令和元年度が76件の利用となっております。農業交流センターについては、商工観光施設課の所管でございませんので把握できておりません。

○委員（徳田修和君）

今、令和3年からは元年までの実績をお示しいただきましたけれども、実際、コロナ禍に入りまして、大分利用率も落ちてきた状況の中の実績だと思われまして。実際、この丸岡会館が、しっかりとこの施設の役割を担えるということを検討するには、やはり頻りに利用されていた、新型コロナウイルスまん延以前の数字をしっかりと確認しながら検討するものなのかなと思うんですけれども、そういうコロナの自粛以前の実績等もしっかりと踏まえた上での検討で、この施設の役割を丸岡会館で十分担えると判断をされたらと。そう認識しておいてよろしいでしょうか。

○商工観光施設課長（秋窪達郎君）

はい、お見込みのとおりでございます。ちなみに古い数字を申し上げますと、平成27年度が50件、28年度が49件、29年度が62件、30年度が1番多くて69件、令和元年度は44件という推移になっておりまして、ここ最近、コロナの影響で減ってはおりますけれども、全体的に利用状況としては少ないというふうに認識しております。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第12号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時36分」

「再開 午前10時38分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

**△ 議案第10号 霧島市立地企業従業員用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について**

○委員長（木野田誠君）

まず、議案第10号、霧島市立地企業従業員用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第10号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第10号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

**△ 議案第12号 霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例の廃止について**

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第12号、霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例の廃止について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第12号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第13号 市道路線の廃止及び認定について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第13号、市道路線の廃止及び認定について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第13号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第13号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（木野田誠君）

次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

[「委員長一任」と言う声あり]

ないようですので、ただいまの意見を盛り込むことについては、委員長に御一任いただけますか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時40分」

「再開 午前10時50分」

#### △ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何かありませんか。

○委員（徳田修和君）

閉会中の所管事務調査については、おのおの考えるべきことがありそうなので、今回は、通常どおりの届けを出しておいて、しっかりと調査ができるのであれば、都度、申請をするという方向でよろしいのではないのでしょうか。

○委員長（木野田誠君）

それでは、今、御意見がありましたように、その都度開催することとして、閉会中の所管事務調査については、産業建設常任委員会の所管事項についてということで提出してよろしいですか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにしたいと思います。次に、その他として何かありませんか。

○委員長（木野田誠君）

次に、その他として何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午前10時52分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設副常任委員長

木野田 誠